

附 則

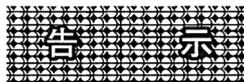
(施行期日)

1 この規則は、令和6年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に須坂市道井上小学校福島線を通行した自動車に対するこの規則による改正後の長野県道路交通法施行細則第12条第1項の規定の適用については、同項中「4.1メートル」とあるのは、「3.8メートル」とする。

交通規制課



長野県告示第339号

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第3項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消しました。

令和6年6月27日

長野県知事 阿部守一

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
中沢商事株式会社	長野県小諸市大手2丁目1番14号	令和6年6月21日

税務課

長野県告示第340号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、医療機関を次のとおり指定しました。

令和6年6月27日

長野県知事 阿部守一

1 病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人 小泉クリニック	上田市小泉字古仁反田775番地7	令和6年4月1日
いでうら呼吸器内科・耳鼻咽喉科・消化器内科 医院	上田市古里1499番地29	令和6年4月1日
佐藤医院	須坂市大字須坂1224番地20	令和6年4月1日
みぶの里クリニック	伊那市美篤4679-1	令和6年5月1日
たかみ耳鼻咽喉科クリニック	佐久市長土呂425番地1	令和6年4月1日
ほしまち診療所	佐久市白田中央2178	令和6年5月1日
いけだ内科・脳神経科クリニック	安曇野市豊科5462番地4	令和6年4月1日
あいざわ内科循環器クリニック	諏訪郡下諏訪町字一ツ浜4862番地25	令和6年5月1日
ふたば下諏訪薬局	諏訪郡下諏訪町4863番地1	令和6年5月1日
くまくら歯科医院	上伊那郡宮田村6692	令和6年4月1日

2 指定訪問看護事業者等

名 称	主たる事業所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指 定 年 月 日
株式会社訪問看護ステーションなゆき	伊那市西箕輪6890-2	訪問看護ステーションなゆき	伊那市西箕輪6890-2	令和6年4月1日
株式会社エール	佐久市猿久保9-1セジュールくさぶえ102	訪問看護ステーションa i l e	佐久市猿久保9-1セジュールくさぶえ102	令和6年4月1日

地域福祉課

長野県告示第341号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を休止する旨、次のとおり届出がありました。

令和6年6月27日

長野県知事 阿 部 守 一

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
わたびー薬局佐久中央店	佐久市猿久保790-1	令和6年4月10日

地域福祉課

長野県告示第342号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を再開する旨、次のとおり届出がありました。

令和6年6月27日

長野県知事 阿 部 守 一

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	再 開 年 月 日
土居齒科医院	安曇野市豊科南穂高2729-1	令和6年4月1日

地域福祉課

長野県告示第343号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

令和6年6月27日

長野県知事 阿 部 守 一

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
諏訪地区小児夜間急病センター	諏訪市四賀2299番地1	令和6年3月31日
西町小池薬局	伊那市西町5090-5	令和6年3月31日

小松歯科医院	伊那市中央4628-4	令和2年5月1日
小泉クリニック	上田市小泉775-7	令和6年3月31日
高野外科医院	上田市秋和493	令和6年3月30日
医療法人堀こどもクリニック	上田市中之条800-5	令和6年3月31日
神科中央クリニック	上田市住吉字横山397番2	令和6年3月31日
上田市立産婦人科病院	上田市緑が丘一丁目27番32号	令和6年3月31日
三宅歯科医院	飯田市主税町31番地	令和6年4月1日
佐藤医院	須坂市大字須坂1224-20	令和6年3月31日
樋代内科医院	伊那市坂下1894番地	令和6年3月31日
穂苅整形外科リウマチクリニック	塩尻市広丘野村2054-6	令和6年3月31日
たかみ耳鼻咽喉科クリニック	佐久市長土呂425-1	令和6年3月31日
くまくら歯科医院	上伊那郡宮田村河原町6692	令和6年3月31日

地域福祉課

長野県告示第344号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、施術者を次のとおり指定しました。

令和6年6月27日

長野県知事 阿部 守一

1 施術者又は助産師

氏名	住所	指定年月日
曾根 直紀	上田市常盤城548-1 ピュアハウス 201	令和6年4月17日
高橋 隼人	飯山市大字下木島522	令和6年4月2日

2 施術所又は助産所

氏名	住所	指定年月日
そね整骨院	上田市緑ヶ丘3丁目21-9	令和6年4月17日
かがやき接骨院	飯山市大字飯山1381-3	令和6年4月2日

地域福祉課

長野県告示第345号

林道事業補助金交付要綱(昭和34年長野県告示第633号)の一部を次のように改正し、令和6年度の補助金から適用します。
令和6年6月27日

長野県知事 阿部 守一

第2第1項の表の森林環境保全整備事業の項を次のように改める。

<p>森林環境保全整備事業</p>	<p>林道整備事業</p>	<p>1 林業生産基盤整備道(森林整備に直結する林内路網を形成する上で、恒久的施設として整備すべき林道)及び山村強靱化林道(林道規程(昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知)第3条(4)に規定する幹線であって、着手時から供用開始までの間に地域防災計画等の警戒避難体制の整備に関する計画において代替路として位置付けられる林道)の開設に要する経費</p> <p>(1) 森林造成林道(間伐を行うために開設する林道、水源山地において複層林施業を行うための保安施設事業と林道の開設とを一体とした事業に係る林道、森林法(昭和26年法律第249号)第39条第3項の規定に基づき指定された特定保安林の整備を行うために開設する林道をいう。以下この項において同じ。)に係るもの</p> <p>(2) 峰越連絡林道(林業生産基盤の整備を図り、農山村地域の振興に資するため、林道規程に規定する自動車道に該当する既設の林道(以下「既設林道」という。)と他の既設林道又はこれと同程度の構造を有する道路施設との相互間を峰越し等により連絡する林道をいう。以下同じ。)に係るもの</p> <p>ア 幹線林道</p> <p>(イ) 市町村が行うもの</p> <p>(ロ) (イ)以外の者が行うもの</p> <p>イ その他の林道</p> <p>(3) (1)及び(2)以外の林道に係るもの</p> <p>2 林業生産基盤整備道及び山村強靱化林道の改良・舗装に要する経費</p> <p>(1) 幹線林道に係るもの</p> <p>(2) その他の林道に係るもの</p> <p>3 林業専用道(間伐作業をはじめとする森林施業の用に供し、専ら木材輸送用車両の通行等に供する恒久的施設として整備すべき林道)開設に要する経費</p> <p>4 林業専用道等(改良後に林業専用道として管理するものを含む)の改良・舗装事業に要する経費</p> <p>(1) 幹線林道に係るもの</p> <p>(2) その他の林道に係るもの</p>	<p>事業費(事務雑費、工事雑費及び県が当該事業を指導監督するのに要する経費を除いたものをいう。以下同じ。)の100分の51以内。ただし、森林組合等が行う過疎地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項に規定する過疎地域(同法第3条第1項若しくは第2項、第41条第1項若しくは第2項、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。))をいう。以下同じ。)の市町村及び振興山村(山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により指定された振興山村をいう。以下同じ。)の地域における事業については事業費の100分の56以内</p> <p>事業費の100分の51以内</p> <p>事業費の300分の203以内</p> <p>事業費の100分の51以内</p> <p>事業費の100分の46以内。ただし、過疎地域の市町村及び振興山村の地域における事業については事業費の100分の51以内</p> <p>事業費の100分の51以内</p> <p>事業費の100分の31以内。ただし、舗装を実施する場合は事業費の300分の103以内</p> <p>事業費の100分の46以内。ただし、過疎地域の市町村及び振興山村の地域における事業については事業費の100分の51以内</p> <p>事業費の100分の51以内</p> <p>事業費の100分の31以内。ただし、舗装を実施する場合は事業費の300分の103以内</p>
-------------------	---------------	---	---

		5 森林災害等復旧林道の開設に要する経費 6 林道整備(路網計画策定・機能回復)に要する経費 7 林道整備(老朽化対策)に要する経費 (1) 個別施設計画における健全度Ⅲ又はⅣの施設 (2) その他の施設 8 林道整備(施設集約化(撤去))に要する経費 9 農道等改良に要する経費 10 1～9以外の林道整備に要する経費	事業費の100分の51以内。ただし、森林組合等が行う過疎地域及び振興山村地域における事業については100分の56以内 事業費の100分の51以内 事業費の100分の51以内 事業費の100分の31以内 事業費の100分の31以内 一体的に実施する1～4のいずれかの補助率に準じる。 事業費の100分の46以内
	林道施設PCB廃棄物処理促進対策事業	林道施設の塗膜に含まれるポリ塩化ビフェニルの調査、処理等に要する経費	事業費の100分の51以内

第7の見出し中「状況報告」を「進捗報告」に改め、同第7中「災害復旧事業については、12月31日現在、その他の事業については、10月31日現在において林道補助事業状況報告書(様式第14号)を作成し、その日から起算し10日以内に」を「知事が別に定める様式により、進捗状況を」に改める。

第8第1項中「第15号」を「第14号」に改める。

第9中「第17号」を「第16号」に改める。

第10中「第18号」を「第17号」に改める。

第11中「第18号の2」を「第17号の2」に、「第18号の3」を「第17号の3」に改める。

第12中「第18号の4」を「第17号の4」に改める。

第13第2項中「第19号」を「第18号」に改める。

第14第1項中「第16号」を「第15号」に改める。

様式第14号を削り、様式第15号を様式第14号とし、様式第16号を様式第15号とし、様式第17号を様式第16号とし、様式第18号を様式第17号とし、様式第18号の2を様式第17号の2とし、様式第18号の3を様式第17号の3とし、様式第18号の4を様式第17号の4とし、様式第19号を様式第18号とする。

信州の木活用課

長野県告示第346号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定としましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示します。

令和6年6月27日

長野県知事 阿部 守一

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
北佐久郡軽井沢町(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的
干害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐は、択伐による。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び軽井沢町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
北佐久郡軽井沢町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び軽井沢町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第347号

次の保安林を解除予定保安林としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示します。
平成6年6月27日

長野県知事 阿部守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
飯山市大字瑞穂字大菅7776の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び飯山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第348号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定による基本測量を終了した旨の通知がありました。

令和6年6月27日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
基本測量 国土広域情報修正
- 2 作業期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 3 作業地域
長野県全域

建設政策課

長野県告示第349号

中部地方整備局飯田国道事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和6年6月27日

長野県知事 阿部守一

- 作業種類
公共測量 車載写真レーザ測量、数値地形図データ作成
- 作業期間
令和6年4月6日から令和6年12月9日まで
- 作業地域
木曽郡上松町、木曽郡木曽町

建設政策課

長野県告示第350号

岡谷市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和6年6月27日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類
公共測量 街区基準点復元
- 作業期間
令和6年4月19日から令和6年7月31日まで
- 作業地域
岡谷市

建設政策課

長野県告示第351号

飯田市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和6年6月27日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類
公共測量 デジタルカラー空中写真撮影（地図情報レベル1000）
同時調整（地図情報レベル1000）
写真地図作成（地図情報レベル1000）
- 作業期間
令和6年5月16日から令和6年11月30日まで
- 作業地域
飯田市、下伊那郡阿智村、下伊那郡平谷村、下伊那郡下條村、下伊那郡泰阜村

建設政策課

長野県告示第352号

小諸市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和6年6月27日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類
公共測量 街区基準点測量成果の改定
- 作業期間
令和6年4月30日から令和6年7月31日まで

- 3 作業地域
小諸市

建設政策課

長野県告示第353号

御代田町長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和6年6月27日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量 2級基準点測量
- 2 作業期間
令和6年5月7日から令和6年7月18日まで
- 3 作業地域
北佐久郡御代田町

建設政策課

長野県告示第354号

御代田町長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和6年6月27日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量 3級基準点測量
- 2 作業期間
令和6年5月7日から令和6年8月30日まで
- 3 作業地域
北佐久郡御代田町

建設政策課

長野県告示第355号

野沢温泉村長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和6年6月27日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量 野沢温泉村都市計画基本図作成業務
- 2 作業期間
令和6年5月10日から令和6年12月27日まで
- 3 作業地域
下高井郡野沢温泉村

建設政策課

長野県告示第356号

松本市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和6年6月27日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量 道路台帳図修正更新
- 2 作業期間
令和5年8月4日から令和6年3月25日まで
- 3 作業地域
松本市

建設政策課

長野県告示第357号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県千曲建設事務所及び千曲市役所に備え置きます。

令和6年6月27日

長野県知事 阿部 守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	地番	標柱番号
打沢	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から14号までを順次結んだ線及び標柱1号と14号を結んだ線に囲まれた土地の区域	千曲市	打沢	東山日向	286番イの1	1号
		〃	〃	〃	286番イの3	2号
		〃	〃	〃	286番ロ地先	3号
		〃	〃	〃	287番1地先	4号
		〃	〃	〃	290番1	5号
		〃	〃	〃	290番1	6号
		〃	〃	〃	296番	7号
		〃	〃	〃	297番	8号
		〃	〃	〃	304番1	9号
		〃	〃	舞台	213番1	10号
		〃	〃	〃	213番1	11号
		〃	〃	東山日向	287番1	12号
		〃	〃	舞台	229番1	13号
		〃	〃	〃	229番1	14号

砂防課

長野県千曲建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和6年7月16日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県千曲建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和6年6月27日

長野県千曲建設事務所長 倉田 雅史

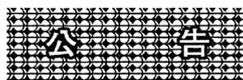
- 1 (1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 403号
- (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
千曲市大字屋代字大境1272番の5地先から 千曲市大字屋代字中原895番の5地先まで	旧	m 6.6 ~ 30.7	km 0.2779
同上	新	9.8 ~ 40.7	0.2779

- 2 (1) 道路の種類 県道
(2) 路線名 白石千曲線
(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
千曲市大字屋代字七ツ石23番の1地先から 千曲市大字屋代字清水311番の8地先まで	旧	m 12.0 ~ 15.0	km 0.1860
千曲市大字屋代字七ツ石36番の1地先から 千曲市大字屋代字清水260番の6地先まで		16.0 ~ 35.0	0.1120
同 上	新	12.0 ~ 28.0	0.1860
		16.0 ~ 39.0	0.1120

道路管理課



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和6年6月27日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
デリシア桐店
松本市桐3丁目1223-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所
株式会社デリシア
松本市大字今井7155番地28
- 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗の名称
(変更前) アップルランド桐店
(変更後) デリシア桐店
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
松電商事株式会社	田村 隆佳	松本市大字今井7155番地28

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社デリシア	萩原 清	松本市大字今井7155番地28

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
松電商事株式会社	田村 隆佳	松本市大字今井7155番地28